

筑後市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による
第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、筑後市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、この要領において定めるもののほか、**筑後市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問介護事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和5年告示第49号。以下「総合事業基準要綱（訪問）」という。）**、**筑後市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和5年告示第50号。以下「総合事業基準要綱（通所）」という。）**の例による。

(指定第1号事業に要する費用の額に関する基準)

第3条 筑後市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第5号）第7条第1項の指定第1号事業に要する費用の額は、介護予防訪問介護相当サービスにおいては、別表第1から別表第3に定める単位数に1単位の単価を乗じて算定し、介護予防通所介護相当サービスにおいては別表第4から別表第6までに定める単位数に1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により指定第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(1単位の単価)

第4条 前条の1単位の単価は、10円とする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

指定介護予防訪問介護相当サービスにおける基本報酬単位数表

区分	単位数	算定要件
イ（Ⅰ） 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ）	1 か月につき 1,176 単位	介護予防サービス計画・支援計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）において週 1 回程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対して、訪問介護員等が指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったとき。
イ（Ⅱ） 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ）	1 か月につき 2,349 単位	介護予防サービス計画等において週 2 回程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対して、訪問介護員等が指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったとき。
イ（Ⅲ） 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ）	1 か月につき 3,727 単位	介護予防サービス計画等において週 2 回を超える程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区分である者に限る。）に対して、訪問介護員等が指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったとき。
(備考)		
1 利用者が、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護又は筑後市シルバーお助けサービス事業実施要綱（平成 30 年告示第 31 号）に定める筑後市シルバーお助けサービスを受けている間については、介護予防訪問介護相当サービス費は算定しない。		
2 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において指定介護予		

防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問介護サービス事業所以外の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は算定しない。

別表第2（第3条関係）

指定介護予防訪問介護相当サービスにおける減算報酬単位数表

区分	単位数	算定要件
高齢者虐待防止措置未実施減算	1か月につき 所定単位数の 100分の1	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
同一建物減算（Ⅰ） （事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合）	1か月につき 所定単位数の 100分の10	指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一の建物に居住する利用者居住する利用者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、左に掲げる基準の区分に従い、所定単位数から減算する。
同一建物減算（Ⅱ） （事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合）	1か月につき 所定単位数の 100分の15	

<p>同一建物減算 (Ⅲ) (正当な理由なく事業所の同一建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く))</p>	<p>1か月につき 所定単位数の 100分の12</p>	
---	--------------------------------------	--

別表第3 (第3条関係)

指定介護予防訪問介護相当サービスにおける加算報酬単位数表

区分	単位数	算定要件
<p>ハ 初回加算</p>	<p>1か月につき 200単位</p>	<p>指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行したときに、所定単位数を加算する。</p>
<p>ニ 生活機能向上連携加算</p>	<p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1か月につき 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)</p>	<p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第76条第1項に規定する訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又</p>

	<p>1 か月につき 200 単位</p>	<p>はりハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。（2）において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。</p> <p>（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）</p> <p>利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又ははりハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただ</p>
--	---------------------------	--

		し、(1)を算定している場合は、算定しない。
ホ 口腔連携強化加算	1回につき 50単位 1月に1回を 限度	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
へ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 別表第1並びにハからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算(II) 別表第1並びにハからホまでにより算定した単位数の1000分の	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第48号(この場合において、同号中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、左に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、左に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、左に掲げるその他の加算は算定しない。

	<p>100に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>別表第1並びにハからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p>	
ト 介護職員等特定処遇改善加算	<p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>別表第1並びにハからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>別表第1並びにハからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4の2号(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、左に掲げる所定単位数に加算する。ただし、左に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、左に掲げるその他の加算は算定しない。</p>
テ 介護職員	別表第1並びに	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年

<p>等ベースアップ等支援加算</p>	<p>ハからホまでに より算定した単 位数の1000分の 24に相当する単 位数</p>	<p>厚生労働省告示第95号)第48号の3(この 場合において、同号中「指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所」とあるのは「指 定介護予防訪問介護相当サービス事業所」と 読み替えるものとする。)に適合している介護 職員の賃金の改善等を実施しているものとし て市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当 サービス事業所が、利用者に対し、指定介護 予防訪問介護相当サービスを行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、左に掲げる所 定単位数に加算する。</p>
---------------------	--	---

別表第4 (第3条関係)

指定介護予防通所介護相当サービスにおける基本報酬単位数表

区分	単位数	算定要件
<p>イ 介護予防通 所介護相当サ ービス費</p>	<p>1回につき (1) 事業対象者 436単位 (2) 要支援1 436単位 (3) 要支援2 447単位</p>	<p>介護予防サービス計画等において指定介護 予防通所介護相当サービスが必要とされた利 用者に対して、指定介護予防通所介護相当サ ービス事業所において、指定介護予防通所介 護相当サービスを行った場合に、利用者の状 態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定 する。この場合において、1か月に(1)及 び(2)は4回、(3)は8回を上限として算 定する。ただし、事業所の定員を超過する利 用者を受け入れて実施する場合(以下「定員 超過利用」という。)又は看護職員若しくは介 護職員の配置数が総合事業基準要綱(通所) 第6条に定める基準上満たすべき員数を下回 っている場合(以下「人員基準欠如」という。) は、所定単位数の100分の70に相当する単 位数とする。</p>
<p>(備考)</p>		
<p>1 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特</p>		

定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、筑後市介護予防生きがい活動支援デイサービス事業実施要綱（平成 29 年筑後市告示第 19 号）に定める筑後市介護予防生きがい活動支援デイサービス、又は短期集中通所サービスを受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は算定しない。

2 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において指定介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所介護サービス事業所以外の指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は算定しない。

別表第 5（第 3 条関係）

指定介護予防通所介護相当サービスにおける減算報酬単位数表

区分	単位数	算定要件
高齢者虐待防止措置未実施減算	1 回につき (1) 事業対象者 4 単位 (2) 要支援 1 4 単位 (3) 要支援 2 4 単位	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
業務継続計画未策定減算	1 回につき (1) 事業対象者 4 単位 (2) 要支援 1 4 単位 (3) 要支援 2 4 単位	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
同一建物減算	1 回につき (1) 事業対象者 94 単位 (2) 要支援 1 94 単位 (3) 要支援 2 94 単位	指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、それぞれ所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その

		他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
--	--	---

別表第 6（第 3 条関係）

指定介護予防通所介護相当サービスにおける加算報酬単位数表

区分	単位数	算定要件
ハ 生活機能向上グループ活動加算	1 か月につき 100 単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>(イ) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護予防通所介護相当サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画を作成していること。</p> <p>(ロ) 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>(ハ) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを 1 週につき 1 回以上行って</p>

		いること。
ニ 若年性認知症利用者受入加算	1 か月につき 240 単位	別に厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号) 第 18 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービスにおいて、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号) 第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症になった者をいう。)に対して指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合。
ホ 栄養アセスメント加算	1 か月につき 50 単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合。 ただし、当該利用者が栄養改善加算又は 一体的サービス提供加算 の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない。 (イ) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名配置していること。 (ロ) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者((4)において「理学療法士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 (ハ) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (ニ) 定員超過利用及び人員基準欠如に該当

		していないこと。
へ 栄養改善加算	1 か月につき 200 単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合。</p> <p>(イ) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(ロ) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(ハ) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(ニ) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(ホ) 定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと。</p>

ト 口腔機能向上加算	<p>(1) 口腔機能向上加算 (I)</p> <p>1 か月につき 150 単位</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 口腔機能向上加算 (I)</p> <p>(イ) 言語聴覚士、歯科衛生士、又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>(ロ) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(ハ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(ニ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(ホ) 定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと。</p>
	<p>(2) 口腔機能向上加算 (II)</p> <p>1 か月につき 160 単位</p>	<p>(2) 口腔機能向上加算 (II)</p> <p>(イ) (1) (イ) から (ホ) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ロ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機</p>

		<p>能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適正かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>
<p>チ 一体的サービス提供加算</p>	<p>1 か月につき 480 単位</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、へ又はトを算定している場合は、算定しない。</p>
<p>リ サービス提供体制強化加算</p>	<p>(1) サービス提供体制強化加算 (I)</p> <p>1 か月につき 事業対象者 88 単位 要支援 1 88 単位 要支援 2 176 単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算 (II)</p> <p>1 か月につき 事業対象者 72 単位 要支援 1</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算 (I)</p> <p>(イ) 以下のいずれかに適合すること</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。</p> <p>(2) 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。</p>

	<p>72 単位 要支援 2</p> <p>144 単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 (III)</p> <p>1 か月につき 事業対象者</p> <p>24 単位 要支援 1</p> <p>24 単位 要支援 2</p> <p>48 単位</p>	<p>(ロ) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算 (II)</p> <p>(イ) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。</p> <p>(ロ) (1) (ロ) の基準に適合すること。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 (III)</p> <p>(イ) 以下のいずれかに適合すること</p> <p>(1) 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 ≧7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。</p> <p>(ロ) (1) (ロ) の基準に適合すること。</p>
<p>ヌ 生活機能向上連携加算</p>	<p>(1) 生活機能向上連携加算 (I)</p> <p>1 か月につき 100 単位 (3 月に 1 回を限度)</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、</p> <p>(1) については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、3 月に 1 回を限度として、1 か月につき、</p> <p>(2) については 1 か月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定</p>

<p>(2) 生活機能向上連携加算 (II)</p> <p>1 か月につき</p> <p>200 単位</p>	<p>しない。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (I)</p> <p>(イ) 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあつては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定介護予防通所サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という）が共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(ロ) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(ハ) (イ) の評価に基づき、機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 か月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 (II)</p> <p>(イ) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、指定介護予防通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指</p>
---	---

		<p>導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(ロ) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(ハ) (イ) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3か月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>
<p>ル 口腔・栄養スクリーニング加算</p>	<p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6か月に1回を限度)</p> <p>1回につき 20単位</p> <hr/> <p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)</p> <p>1回につき 5単位</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合している指定介護予防通所サービス事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)</p> <p>(イ) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(ロ) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用</p>

者の栄養状態に関する情報（当該利用者の低栄養状態の場合にあたっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

（ハ）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

（二）算定月が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

（１）栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

（２）当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

（２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

（イ）又は（ロ）のいずれかに適合すること。

（イ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１）（１）（イ）及び（ハ）に掲げる基準に適合すること。

（２）算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

（３）算定月が属する月が、当該利用者が、口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サー

		<p>ビスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (1) (ロ) 及び (ハ) に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(3) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能苦情加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p>
<p>ㄣ 科学的介護推進体制加算</p>	<p>科学的介護推進体制加算</p> <p>1 か月につき</p> <p>40 単位</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合。</p> <p>(イ) 利用者ごとの ADL 値 (ADL の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症 (法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。) の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(ロ) 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所サービスの提供に当たって、(イ) に規定する情報その他指定介護予防通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>

<p>ワ 介護職員処 遇改善加算</p>	<p>(1) 介護職員処 遇改善加算 (I)</p> <p>別表第3、別表第 4並びに別表第5 のロからワまでに より算定した単位 数の1000分の59 に相当する単位数</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年 厚生労働省告示第95号)第48号(この場合 において、同号中「指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所」とあるのは「指定介 護予防通所介護相当サービス事業所」と読み 替えるものとする。)に適合している介護職員 の賃金改善等を実施しているものとして市長 に届け出た指定介護予防通所介護相当サービ ス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通 所介護相当サービスを行った場合は、当該基 準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日 までの間((4)及び(5)については令和4 年3月31日までの間)、左に掲げる単位数を 所定単位数に加算する。ただし、左に掲げる いずれかの加算を算定している場合において は、左に掲げるその他の加算は算定しない。</p>
	<p>(2) 介護職員処 遇改善加算 (II)</p> <p>別表第3、別表第 4並びに別表第5 のロからワまでに より算定した単位 数の1000分の43 に相当する単位数</p>	
	<p>(3) 介護職員処 遇改善加算 (III)</p> <p>別表第3、別表第 4並びに別表第5 のロからワまでに より算定した単位 数の1000分の23 に相当する単位数</p>	
	<p>(4) 介護職員処 遇改善加算 (IV)</p> <p>(3)により算定 した単位数の100 分の90に相当する 単位数</p>	
	<p>(5) 介護職員処</p>	

	<p>遇改善加算（V）</p> <p>（3）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	
<p>カ 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>（1）介護職員等特定処遇改善加算（I）</p> <p>別表第3、別表第4並びに別表第5のロからワまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第48号の2(この場合において、同号中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、左に掲げる所定単位数に加算する。ただし、左に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、左に掲げるその他の加算は算定しない。</p>
	<p>（2）介護職員等特定処遇改善加算（II）</p> <p>別表第3、別表第4並びに別表第5のロからワまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	
<p>ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>別表第3、別表第4並びに別表第5のロからワまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第48の3号(この場合において、同号中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届</p>

		け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、左に掲げる所定単位数に加算する。
--	--	---